



2020年8月31日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
 (JASDAQ・コード9263)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
 電 話 03-6453-6644 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年9月29日開催予定の第3期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することができるようにするため、新たに規定を追加するものであります。なお、当該規定の新設については、各監査等委員の同意を得ております。
- (2) 上記に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げ、字句の修正等の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(新設)	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契</u></p>

<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>45</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第<u>1</u>条 平成30年4月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役<u>(監査役であった者を含む。)</u>と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めによるところによる。</p> <p>第<u>2</u>条 令和元年7月30日における定款変更の効力は、同日から施行する。ただし、第5条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>40</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>41</u>条～第<u>45</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)</p> <p>附則</p> <p>(削除)</p> <p>第<u>1</u>条 令和元年7月30日における定款変更の効力は、同日から施行する。ただし、第5条における普通株式に係る発行可能株式総数の変更は、令和元年11月1日から施行する。<u>また、令和2年9月29日における定款変更の効力は、同日から施行する。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年9月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年9月29日(予定)

以上